

福岡市西部水処理センター
下水汚泥固形燃料化事業

実施方針

平成29年4月

福岡市道路下水道局

第1 事業内容に関する事項

1 事業名称

福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業

2 事業場所

福岡市西区小戸二丁目5番1号 福岡市西部水処理センター内

3 事業の目的

本事業は、バイオマス資源である下水汚泥から下水汚泥固形燃料を製造し、石炭の代替燃料等として有価で販売するものであり、下水汚泥処分先の長期安定確保を目指すとともに、バイオマスエネルギーとしての有効利用及び地球温暖化防止に資することを目的とする。

4 事業概要

西部水処理センターにおいて市が供給する脱水汚泥を対象に、下水汚泥固形燃料を製造する一連の施設（以下「本施設」という。）を設計・施工し、完成後に本施設の維持修繕・運転管理・本施設で製造される下水汚泥固形燃料の買取・利用先の確保及び販売（以下「維持管理・運営」という。）を実施するものである。

（1）事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び維持管理・運営を事業者に委ねるDBO方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）、施工（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。

なお、事業者は、維持管理・運営の開始までに維持管理・運営の実施のみを目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立し、そのSPCにより本施設の維持管理・運営を行うものとする。

（2）事業範囲

① 市の業務範囲

市の業務範囲は、次のとおりとする。

ア 設計・施工に関する業務

- ・ 事業用地の確保
- ・ 西部水処理センター内維持管理業者と事業者との調整
- ・ 本施設に係る補助事業等交付申請手続き
- ・ 本施設の設置及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものに限る。）
- ・ 本施設の設計・施工の監督及び検査
- ・ 本施設の整備に係る責任分界点までの設計・施工
- ・ その他必要な業務

イ 維持管理・運営に関する業務

- ・脱水汚泥の供給
- ・消化ガスの供給
- ・電力・上水・二次処理水の供給（ただし、二次処理水の供給に係る電力費は事業者負担とする。）
- ・排水の処理
- ・見学者及び周辺住民への対応
- ・業務実施状況の確認，監督及び検査
- ・その他必要な業務

② 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

ア 設計・施工に関する業務

- ・施設の設計
- ・補助事業等交付申請図書作成補助
- ・施設の建設（土木工事・建築及びその付帯設備工事・機械設備工事・電気設備工事その他必要な工事を含む）
- ・本施設の建設及び稼動に必要な許認可の取得及び届出の提出（市が取得又は提出すべきものを除く）
- ・既存施設の撤去（舗装・植栽・照明灯・埋設物等）及び改修（延焼ラインに伴う改造等）
- ・既設埋設配管の切り替え（雨水排水管・汚水排水管等）
- ・工事状況の市への報告
- ・これらを実施する上で必要な業務

イ 維持管理・運営に関する業務

- ・脱水汚泥の受入れ
- ・運転管理業務
- ・保全管理業務
- ・保守点検業務
- ・修繕業務
- ・消耗品及び薬品等の調達管理業務
- ・見学者及び周辺住民への対応に関する協力
- ・清掃，整理整頓
- ・維持管理・運営状況の市への報告
- ・下水汚泥固形燃料の製造及び管理（製造量・品質・安全等） ※1
- ・製造した下水汚泥固形燃料の買取，利用先の確保及び販売 ※2
- ・これらを実施する上で必要な業務

※1 下水汚泥固形燃料は、J I S規格を満足するとともに、要求水準書に示す下水汚泥固形燃料の規格を満たすものであること。

※2 市は、製造した下水汚泥固形燃料を有価で事業者引き渡し、事業者は、維持管理・運営期間において、全量有効利用をすること。

なお、入札の参加にあたっては、技術提案書の提出期限の日までに、以下の書類を提出すること。

- ・ 全ての下水汚泥固形燃料利用者による事業期間中の有効利用に係る購入確約書
- ・ 下水汚泥固形燃料を利用する予定の施設が所在する自治体に対し、当該下水汚泥固形燃料（有価物）の受け入れについて事前説明を行った議事録等

（３）処理対象物及び計画処理量

処理対象物は、西部水処理センター及び中部水処理センターから供給する脱水汚泥である。事業者は、次の脱水汚泥を受け入れ、処理を行うこと。

- ① 年計画汚泥供給量 33,000 t/年（予定）
- ② 脱水汚泥の種類・量 西部および中部水処理センターの消化汚泥を脱水したもの。
 - ・ 西部水処理センターで発生する脱水汚泥の全量
 - ・ 中部水処理センターから搬入する脱水汚泥については、年計画汚泥供給量から西部水処理センターで発生する脱水汚泥の全量を差し引いた残りの量
- ③ 事業開始時における西部水処理センターで発生する脱水汚泥は、平均約53t/日を想定している。
- ④ 脱水汚泥の性状は、概ね下記のとおりである。

		含水率(%)	有機分率(%)	発熱量(kJ/kg-ds)
現状	西部汚泥	82.1	76.7	17,900
	中部汚泥	77.5	66.0	15,300
事業開始時	西部汚泥	76.0	76.7	17,900
	中部汚泥	77.5	66.0	15,300
将来	西部汚泥	76.0	76.7	17,900
	中部汚泥	76.0	66.0	15,300

（４）処理能力

本施設に求める処理能力は、次のとおりである。

- ① 施設規模 100t/日以上（複数系列）

年計画汚泥供給量 33,000 t を処理可能なものとし、施設の適切な保守点検を前提とした年間施設稼働率を考慮して算出される施設規模を公称能力とする。

- ② 西部水処理センターで発生する脱水汚泥は、常に全量を受け入れること。
- ③ 市の責任に帰すべき場合を除き、修繕期間等を含め事業者が年計画汚泥供給量を処理できずに場外搬出が生じた場合及び西部水処理センターより発生する脱水汚泥の全量を受入れできずに場外搬出が生じた場合、汚泥の運搬及び処分は市が行うが、運搬及び処分に要する費用は、事業者が負担すること。

（５）下水汚泥固形燃料を製造する技術方式

下水汚泥固形燃料を製造する技術方式は、本施設を建設する企業が有する技術とし（下水汚泥のみを原料とするものに限る。）、本事業公告の日において、次のいずれかに該当す

るものに限る。

- ① 日本国内における流域下水道又は公共下水道での、25t/日以上施設の規模かつ1年以上の稼働実績を有するもの。
- ② 次のいずれかの評価若しくは証明を得ているもの
 - ア 地方共同法人日本下水道事業団による技術評価
 - イ 公益財団法人日本下水道新技術機構による建設技術審査証明又は新技術性能評価証明
- ③ ②のア及びイの技術を発展・改善した技術であり、技術認証・技術評価を受けたシステムと同等以上の信頼性が認められるもの

(6) 事業に係る予算

市は、本施設の設計・施工及び維持管理・運営に係る費用を負担する。また、本事業に係る予算は、設計・施工については4,444,200千円(8%消費税込)、20年間の維持管理・運営については5,924,880千円(8%消費税込)を限度額として計上している。

(7) 本事業に関する要求水準

要求水準は、入札公告時に示す要求水準書による。

(8) 事業スケジュール(予定)

(ア) 設計・施工期間

契約締結の日から平成33年1月31日まで

(イ) 維持管理・運営期間(下水汚泥固形燃料の買取を含む)

平成33年2月1日から平成53年1月31日まで(20年間)

(9) 事業期間終了時の措置

本契約の終了時には、事業者はその管理する物品等を撤去し、本施設を明け渡すものとする。なお、市は運営開始日から15年が経過した時点で、事業者が提出する劣化状況調査書・各業務書類・事業者へのヒアリング等より、事業期間終了後の本施設の取扱いを検討するため、事業者はこれに協力すること。

(10) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業の実施に当たり、事業者が遵守すべき関係法令等は、以下のとおりである。

- ・ 下水道法
- ・ 建設業法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ 水質汚濁防止法

- ・ 消防法
- ・ 建築基準法
- ・ 労働基準法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 職業安定法
- ・ 労働者災害補償保険法
- ・ 電気事業法
- ・ 都市計画法
- ・ 計量法
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・ 福岡市下水道条例
- ・ 水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年福岡県条例8号）
- ・ 福岡市火災予防条例
- ・ 福岡市都市景観条例
- ・ 福岡市福祉のまちづくり条例
- ・ 福岡市建築物総合環境性能評価制度（CASBEE）
- ・ その他関係する法律・命令・条例・規則・要綱及び通知等

第2 事業者の募集及び決定に関する事項

1 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

民間事業者の募集及び選定の方法は、福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業に係る総合評価方式一般競争入札により行う。その詳細は、後日公表する入札公告等による。

なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、及び平成24年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定）の対象となり、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）が適用される。

2 事業者決定までのスケジュール(予定)

平成29年4月3日	実施方針及び要求水準書（案）の公表
平成29年4月25日	実施方針等に関する質疑等の締切り
平成29年5月下旬	実施方針等に関する質疑等に対する回答の公表
平成29年6月下旬	入札公告
平成29年7月中旬	入札参加資格確認申請書類等の提出
平成29年9月上旬	技術提案書及び見積書等の提出
平成29年11月上旬	再技術提案書等の提出
平成29年12月上旬	入札及び落札者決定

3 実施方針等に関する質疑及び意見

本実施方針に関する質疑及び意見がある場合には、その内容を簡潔にまとめ「実施方針に関する質疑及び意見書」（様式1）に記入して提出すること。

また、本事業の要求水準書（案）に関する質疑及び意見がある場合には、その内容を簡潔にまとめ「要求水準書（案）に関する質疑及び意見書」（様式2）に記入して提出すること。なお、要求水準書（案）については、提出された質疑等を参考として、見直しを行う場合がある。

（1）提出方法

書面を持参又は電子メールで提出すること。

なお、提出様式は福岡市道路下水道局ホームページよりダウンロードしたものに限る。

（2）受付期間

実施方針の公表日から平成29年4月25日（火曜日）17:00までとする。

（3）提出先

福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課（詳細は第7-2を参照）

（4）実施方針等に関する質疑等に対する回答の公表

質疑等に対する回答は、福岡市道路下水道局ホームページで公表する。

4 入札参加者の資格等（予定）

以下の（１）及び（２）で規定する入札参加資格の各要件を、参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できない。

（１）入札参加者の構成等

① 入札参加者の構成

入札参加者は、単独企業または複数の企業で構成された共同事業体とする。また、入札参加者を構成する企業を「構成員」といい、入札参加者は、構成員の中から「代表企業」を定め、入札参加資格確認の申請及び入札手続は、代表企業が行うものとする。

なお、構成員はすべて本事業の維持管理・運營業務の実施のみを目的として設立する特別目的会社（SPC）に出資しなければならず、代表企業は、構成員のうち最も高い比率で出資を行うものとする。

② 構成員等の明示

入札参加資格確認の申請時に入札参加者を構成する各企業は、代表企業・構成員のいずれの立場であるかを明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

③ 構成員による複数業務の実施

入札参加者の構成員が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

④ 構成員による複数応募の禁止

構成員は、他の入札参加者の構成員と以下の資本関係又は人的関係にない者であること。なお、市が落札者との事業契約を締結後、落札者とならなかった入札参加者の構成員が、事業者の業務等を受託することは可能である。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下、「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、（ア）については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札参加者の備えるべき入札参加資格

① 共通の入札参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- イ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領（以下、「措置要領」という。）に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと（措置要領が掲示されているホームページアドレス：
<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/law/index.html>）。
- ウ この入札の公告日から落札者決定の日（落札者がなかったときは、この入札の終了を宣言した日）までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- エ 市町村税を滞納していない者であること。
- オ 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- カ 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 本事業についてアドバイザー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
- ・ 地方共同法人日本下水道事業団
（所在地：東京都文京区湯島二丁目31番27号）
 - ・ 日本水工設計株式会社
（所在地：東京都中央区勝どき三丁目12番1号）
 - ・ 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
（所在地：東京都港区虎ノ門五丁目11番2号）
- なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第1項の規定による役員をいう。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合をいう。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第2条第2号に規定する暴力団員ではない事業者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のない事業者、若しくは、福岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者ではないこと。

② 個別の入札参加資格

構成員のうち、本施設の設計、施工又は維持管理・運営を担う者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

また、「ア 本施設の設計を担う者」又は「イ 本施設の施工を担う者」でそれぞれ（ア）の要件を4（3）に定める審査申請書の提出期限日までに満たしていない者は、4（3）に定める審査申請を行う必要がある。

ア 本施設の設計を担う者

本施設の設計を担う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、共同事業体の構成員に複数の設計企業が含まれる場合は、以下に示す（ア）の要件は全ての企業が該当し、（イ）の要件は1者以上が該当すること。

（ア）「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種「土木設計」、「建築設計」または「設備設計」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「委託」、申請区分業種「土木設計」、「建築設計」または「設備設計」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

（イ）平成17年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完了した、燃料化設備（乾燥・炭化）、熔融設備または焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t/日以上に限る。）のいずれかの新設工事（国内工事にあつてはCORINS登録工事）に係る、元請の実施設設計の実績を有すること。

イ 本施設の施工を担う者

本施設の施工を担う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、共同事業体の構成員に複数の建設企業が含まれる場合は、以下に示す（ア）、（イ）及び（ウ）の要件は全ての企業がいずれにも該当し、（エ）及び（オ）の要件は1者以上がいずれにも該当すること。

（ア）「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」に登載されている者、又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の種別：「工事」に登載されている者であり、当該名簿（「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」の場合は当該登載）の有効期間内にこの入札の公告日又は参加資格確認基準日が含まれていること。

（イ）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、建設工事に係る特定建設業の許可を受けた者であること。

（ウ）上記（イ）の建設工事の種類に応じて、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査における直近かつ有効な総合評定値が、それぞれ下記区分のいずれかを満たすこと。

建設工事の種類	総合評定値
機械器具設置工事	1, 100点以上
土木一式工事	900点以上
建築一式工事	900点以上
電気工事	860点以上
上記以外の工事	—

- (エ) 建設業法第3条第1項の規定により、機械器具設置工事につき特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な機械器具設置工事の総合評定値が1,100点以上であること。
- (オ) 平成17年4月1日から参加資格確認基準日までの間に完成・引渡し完了した、燃料化設備（乾燥・炭化）、溶融設備または焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t/日以上に限る。）のいずれかの新設工事（国内工事にあつてはCORINS登録工事）に係る元請の施工実績（共同事業体としての実績は代表者としてのものに限る。）を有すること。

ウ 本施設の維持管理・運営を担う者

本施設の維持管理・運営を担う者は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の維持管理・運営企業で実施する場合は、以下に示す（ア）の要件は全ての企業が該当し、（イ）の要件は1者以上が該当すること。

- (ア) 下水道法第22条に規定された有資格者を配置することが可能なこと。
- (イ) 燃料化設備（乾燥・炭化）、溶融設備または焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t/日以上に限る。）のいずれかの運転管理業務の履行実績（複数の企業による実績は代表者としてのものに限る。）を有すること。なお、履行実績は、履行期間が1年以上のものに限る。

(3) 競争入札参加資格の審査

この入札の公告時に、「4(2) 入札参加者の資格 ② 個別の入札参加資格」に掲げる入札参加資格のうち「ア 本施設の設計を担う者」または「イ 本施設の施工を担う者」でそれぞれ(ア)の要件を満たしていない者は、次に従い、競争入札参加資格審査申請(以下、「審査申請」という。)を行う必要がある。

① 提出期間及び提出書類

ア 特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請書(以下、「審査申請書」という。)

この入札の公告日から平成29年7月下旬までを予定。詳細は入札公告時に明らかにする。

イ ④に定める必要書類

③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

② 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は受付期間内に必着のこと。)

③ 提出先及び持参する場合の受付時間

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所本庁舎3階
福岡市財政局財政部契約監理課管理係 電話：092-711-4181
午前10時から午後4時まで(正午から午後1時を除く。)

④ 審査申請の要件及び必要書類等

次のホームページに掲載されている「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札参加資格審査申請要領」に定めるところによる。

<http://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/application/qualification-wto.html>

審査申請書以外の必要書類は、上記③の受付担当課が別途指定する期間内に提出すること。

⑤ 審査結果の通知

競争入札参加資格審査の結果については、審査申請書の提出期限日までに審査申請を行った者に通知するとともに、審査申請の要件を満たすと認めた者については、「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載する。

(4) 構成員の変更

① 構成員の変更に係る原則

参加資格確認基準日以降、入札参加者の構成員の一部又は全部が入札参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該入札参加者を落札者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の入札参加者の構成員の入替・追加・脱退及び担当業務の変更(以下、「構成員の変更」という。)は、原則として認めない。

② 構成員の変更に係る特例

ア 参加資格確認基準日から入札書類（提案書）提出日の前日まで

（ア）市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、入札書類（提案書）提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、変更後の構成員で設計業務、施工業務を行う者は、「4（2）入札参加者の資格 ② 個別の入札参加資格」のうち、ア（ア）又はイ（ア）の要件を既に満たしている者でなければならず、かつ、代表企業の変更は例外なく認めない。

（イ）前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

イ 入札書類（提案書）提出日から落札者決定日まで

（ア）市は、入札書類（提案書）提出日以降に入札参加者の構成員（代表企業を除く。）の一部が入札参加資格を喪失した場合で入札参加者が構成員の変更（入札参加資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び入札参加資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の入札参加者の入札参加資格を確認した上で、落札者決定日までにこれを承認することがある。

（イ）前号の申請を行おうとする入札参加者は、当該申請の前に市と協議を行わなければならない。また、申請は、市が指定する書類を市に提出することにより行わなければならない。

（5）入札参加資格が欠格となった場合の申出

入札参加者が参加資格確認基準日から落札者決定日までの間に、上記（1）、（2）の入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該入札参加者は速やかに市に申し出なければならない。

5 配置技術者

事業者は、次の条件を同時に満たす技術者をそれぞれ配置すること。

① 設計の管理技術者

ア 技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有する者。

イ 自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

② 設計の照査技術者

ア 技術士登録の総合技術監理部門（選択科目を下水道とするものに限る。）又は上下水道部門（選択科目を下水道とするものに限る。）の資格を有する者。

イ 自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

③ 設計の担当技術者（下水道プラント施設）

ア 下水道法第22条に規定された資格を有する者。

なお、①の管理技術者は、担当技術者を兼ねることができるものとする。

イ 自社社員で、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

④ 設計の担当技術者（建築）

建築士法（昭和25年法律第202号）に定める一級建築士の資格を有する者。

⑤ 機械器具設置工事に関する専任の監理技術者

ア 機械器具設置工事について建設業法に規定する技術者。（建設業法第7条第2号に規定する営業所の専任技術者となっている者は、本工事の技術者として配置できない。）

イ 自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

ウ 機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有し、かつ過去5年以内に受講した監理技術者講習修了証を併せて有する者。

⑥ 維持管理・運営の総括責任者

ア 下水道法第22条第2項に規定する資格を有する者。

イ 自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある者。

ウ 燃料化設備（乾燥・炭化）、溶融設備または焼却設備（いずれも下水汚泥を原料とした設備処理能力が25t/日以上に限る。）のいずれかの施設で1年以上の総括責任者としての運転実績を有する者。

エ 専任とし、原則として運営開始から3年間は同一の者が継続すること。

6 特別目的会社（SPC）の設立

事業者は、本施設の引渡し6か月前までに、本事業の維持管理・運営業務の実施のみを目的とする特別目的会社（SPC）を設立すること。

ア 特別目的会社（SPC）は、事業期間（20年間）において燃料化施設の維持管理・運営及び下水汚泥固形燃料の買取を行い、利用先の確保及び販売を行うこと。

イ 特別目的会社（SPC）の所在地は、福岡県福岡市とすること。なお、本施設を特別目的会社（SPC）の所在地として登記することは認めない。

- ウ 入札参加者はすべて、特別目的会社（SPC）に出資すること。
- エ 特別目的会社（SPC）への出資は、入札参加者以外にも認める。
- オ 特別目的会社（SPC）への出資比率は、代表企業を最大出資者とし、入札参加者で全体の50%を超えること。
- カ その他詳細は、入札公告時に示す基本契約書（案）による。

7 技術提案の審査及び落札者の決定

（1）審査委員会

入札参加者は、要求水準書に基づき技術提案書を期限までに提出するものとする。

提出された技術提案書について、要求水準書に示す要件を全て満たしていること、並びに実現性や安全性等に係わる技術的所見が適正であるかどうかの審査及び評価を、福岡市西部水処理センター下水汚泥固形燃料化事業審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。

（2）入札参加資格確認申請書類及び技術提案書等に関する事項

提出された入札参加資格確認申請書類及び技術提案書等は返却しない。提出された入札参加資格確認申請書類及び技術提案書等は、入札参加資格の確認及び技術提案内容の評価目的として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

（3）落札者決定基準

落札者決定基準は、入札公告時に公表する。

（4）落札者の決定

市は落札者決定基準に基づき、入札価格等に加え、施設や設備の性能、維持管理における業務遂行能力等を総合的に評価し、総合評価点が最も高い入札参加者を落札者とする。

なお、本事業に係る契約の締結までに、総合評価点が最も高い入札参加者が入札公告等に規定する資格に該当しないこととなった場合(※)は、他の入札参加者と協議を行う。その場合、審査結果の総合評価点が高い者から協議を行い、落札者を決定する。

※落札者決定までの間に、審査委員会の委員及び市担当者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のための接触、働きかけ等を行った場合を含む。

（5）入札結果の公表

入札結果は、落札者の決定後速やかに、福岡市道路下水道局ホームページで公表する。

第3 事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

(1) 基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最もよく管理できる主体が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものであり、事業者が担う業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクの種類とその分担

市と事業者の責任分担は、原則として別記1 リスク分担表（案）によることとし、事業者からの意見を踏まえ、必要な事項については別途提示する。

2 事業者の履行責任に関する事項

(1) 事業者の履行責任について

事業者は、基本契約書（案）及び各契約書（案）に従い、誠意をもって履行する責任を負う。

(2) 入札保証金

必要であり、詳細については入札公告時に示す入札説明書等による。

(3) 契約保証金

必要であり、詳細については入札公告時に示す入札説明書等による。

3 事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

市は、事業者が事業を確実に遂行し、要求水準書に規定した要求水準ならびに技術提案による性能に適合しているか否かを確認・検査（モニタリング）を実施する。

事業者は、市が要求する項目について報告を行い、要求水準ならびに技術提案による性能に適合しているか否かについて市の確認を受けなければならない。また、市の要求した性能に適合していない場合、市は事業者に対し改善を求める。

(2) モニタリングの時期・内容

① 実施設計時

事業者は、実施設計の内容について適時市と協議を行うとともに、完了時に実施設計図書を提出すること。実施設計図書は、市が完了の確認を行う。

② 施工時

事業者は、定期的に工事施工・工事監理の状況について報告を行うとともに、市が指定した時期に出来高検査を受けなければならない。また、市が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告を行うとともに、市はいつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

③ 工事完成・施設引渡時

事業者は、施工記録・完成図書等を用意して、現場にて市の完成検査を受けなければならない。検査は設計・施工期間内に実施する。なお、検査の日程は協議により決定するため、施設供用開始日までの余裕を考慮すること。

④ 施設供用開始後（維持管理・運営段階）

維持管理・運営段階において、市は定期的に業務の実施状況の確認を行う。

また、市は特別目的会社（SPC）の経営の健全性を確認するため、事業者は、各会計年度終了後3ヶ月以内に決算書類及びその附属書類を市に提出すること。

（3）性能未達の場合における措置

性能未達の場合等の措置については、入札公告時に示す各契約書（案）による。

第4 公共施設の立地並びに規模及び配置に関する事項

1 立地に関する事項

本施設の立地に関する事項は、要求水準書による。

2 施設要件等

本施設の構成等については、要求水準書による。

第5 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

市と事業者との間で締結する契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、基本契約書及び各契約書に規定する具体的措置に従う。また、契約に関する紛争については、福岡地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 事業の継続に関する基本的な考え方

本事業においては、長期にわたる維持管理・運営が適切に行われるために、予定された期日までに施設が建設され、継続して維持管理・運営、下水汚泥固形燃料の買取及び下水汚泥固形燃料の利用が行われることが必要である。そのため、事業の継続が困難となった場合には、以下の措置を講じるものとする。

2 事業の継続が困難になった場合の措置

（1）事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業者が行う業務内容が、契約に定める市の要求水準を下回る場合、その他、契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、市は、事業者に対して修復勧告を行い、一定期間に修復策の提出及び実施を求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は事業者を契約解除することができる。

イ 事業者が倒産し、または財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続履行が困難と合理的に考えられる場合、市は契約を解除することができる。

ウ 前2項の規定により、市が契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。

イ 前項の規定により事業者が契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

(3) その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合には、市並びに事業者は事業継続の可否について協議する。一定の期間内に協議が終わらないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨を通知することにより、市並びに事業者は、契約を解除することができる。

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、各契約書に定める。

第7 その他事業の実施に関し必要な事項

1 入札に伴う費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

2 問合せ先

実施方針等に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。ただし、本事業の内容に関する問合せは受け付けない。

担当部局	福岡市道路下水道局下水道施設部施設管理課
郵便番号	〒810-8620
住 所	福岡市中央区天神1丁目8番1号
電 話	092-711-4516
電子メール	shisetsukanri.RSB@city.fukuoka.lg.jp
ホームページ	http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/index.html

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	負担者	
					発注者	事業者
共通	制度変更リスク	法令変更リスク	1	本件事業にかかる関係法令・許認可の変更等にかかるリスク	○	
			2	本件事業のみならず広く一般に適用される法令変更		○
		税制変更リスク	3	消費税の変更、法人の利益にかかる税以外の税制変更	○	
			4	本件事業に関する新税の成立、税制変更（法人の利益にかかる税、消費税を除く）	○	
			5	法人の利益にかかる税の変更		○
		許認可リスク	6	発注者が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の解体・遅延が発生するリスク	○	
			7	事業者が取得すべき許認可手続き等の不備による事業の解体・遅延が発生するリスク		○
		国庫補助金（交付金）	8	事業者の事由により予定していた補助金が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業の解体・遅延が発生するリスク		○
			9	その他の事由により予定していた補助金が交付されないリスク、又は補助金の交付が遅延し、事業の解体・遅延が発生するリスク	○	
	社会リスク	住民対策	10	施設設置そのものに関する住民対策	○	
			11	事業者が実施する業務に関する住民対策		○
		住民対応	12	住民対応に伴う計画遅延や仕様の変更、本事業の実施状況の監視強化による事業の遅延・経費の増大リスク	○	
		環境保全	13	事業者が実施する業務に関する環境問題（周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等）		○
		第三者賠償	14	発注者の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			15	事業者の帰責事由により第三者に与えた損害		○
	第三者からの損害	16	第三者から与えられた損害		○	
	経済リスク	物価変動リスク	17	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲内）		○
			18	インフレ/デフレ（物価変動）に係る費用増大リスク（一定の範囲を超えた部分）	○	
		金利変動リスク	19	建設期間中の金利変動		○
			20	運営期間中の金利変動		○
	債務不履行リスク	本件事業の中止・延期	21	事業者の責めによる事業放棄、破綻、遅延、あるいは事業者の提供するサービスが定められた条件を満たさない場合		○
			22	発注者の責めに帰すべき事業中止、遅延、債務不履行の場合	○	
	不可抗力リスク		23	不可抗力（戦争、地震、台風、風水害等）により生じる費用増加又は、損害		△注1
	その他リスク	資金調達	24	必要な資金の確保に関するもの		○
			25	発注者の債務不履行によるもの	○	
設計段階	設計リスク	測量・調査等リスク	26	発注者が実施した測量・地質調査等の不備	○	
			27	既調査（参考資料）に関し、測量・地質調査等の必要性の判断		○
			28	事業者が実施した測量・地質調査等の不備		○
	設計変更リスク	29	発注者が提示した与条件の不備	○		
		30	事業者が実施した設計の不備		○	
	建設着工遅延	31	発注者の指示により仕様を超える設計変更による費用増加	○		
		32	事業者の設計変更による費用増加		○	
	用地リスク	33	事業者の事由により建設着工が遅延した際のコスト増大リスク		○	
		34	発注者の事由により建設着工が遅延した際のコスト増大リスク	○		
35	事業用地の土壌汚染・埋蔵物等による費用増加	○				
建設段階	建設リスク	工事完了の遅延	36	発注者の指示等により契約期日までに施設が完工しない場合	○	
			37	事業者の帰責事由により契約期日までに完工しない場合		○
		工事費増減	38	発注者の指示による工事費の増加	○	
			39	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
仕様未達	40	完工検査において仕様未達が発見された場合		○		
維持管理・運営段階	維持管理・運営リスク	施設瑕疵リスク	41	施設の設計・施工瑕疵に係るリスク		○
			42	事業者の運転管理が性能を満たさない場合		○
		施設損傷リスク	43	発注者の帰責事由により施設が損傷した場合	○	
			44	事業者の帰責事由により施設が損傷した場合		○
		施設改修リスク	45	発注者の帰責事由により施設改修が必要となった場合	○	
			46	事業者の帰責事由により施設改修が必要となった場合		○
		費用増加リスク	47	発注者の指示や業務内容の変更、発注者が提供する脱水汚泥の質及び消化ガスの量や質が当初想定したものより大きく変動したことによる事業者の費用増加	○	
			48	事業者起因する費用増加		○
		固形燃料の製造に関するリスク	49	発注者の帰責事由により仕様通り固形燃料の製造が行われない場合	○	
			50	事業者の帰責事由により仕様通り固形燃料の製造が行われない場合		○
51	流入下水の性状変化等の事由により仕様通り固形燃料の製造が行われない場合		○			
固形燃料の買取に関するリスク	52	発注者の帰責事由により仕様通りの固形燃料の買取が行われない場合	○			
	53	事業者の帰責事由により仕様通りの固形燃料の買取が行われない場合		○		
	54	流入下水の性状変化等の事由により仕様通りの固形燃料の買取が行われない場合	○			
固形燃料の運搬・貯蔵・利用に関するリスク	55	適正な固形燃料の運搬、貯蔵、燃料利用に関する責任・費用負担		○		
終了時	終了手続き	移管手続き	56	事業終了時の手続きに要する費用負担		○
			57	事業終了時の諸手続きに係る発注者の事由によるコスト増大リスク	○	
		施設の性能確保	58	事業終了時における施設の性能確保に係るリスク		○
その他	基本契約時	企業倒産等リスク	59	企業倒産等による設計、施工の契約締結リスク		○
			60	企業倒産等によるSPC設立及び維持管理運営・燃料売買契約リスク		○
			61	企業倒産等によるSPC運営リスク		○

△注1：不可抗力による場合、事業者の負担は次の通りとする。

- ・設計及び建設期間：事業者の増加費用及び損害額が設計及び建設費の100分の1に至るまで
- ・維持管理及び運営期間：事業者の増加費用及び損害額が維持管理費の1年間分に相当する額の100分の1に至るまで